

磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の15の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の15の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI (略)

別紙 1

1～3 (略)

4 告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から10までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)又は知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、告示の別表第六から別表第十七までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ウの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(ウの表において「告示の付録第二による点数並びにイ～ウの点数の合計点数」という。)に応じて、ウの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

イ～ル

(略)

磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の12の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の12の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI (略)

別紙 1

1～3 (略)

4 告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(ウの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ルの点数の合計点数」という。)に応じて、ウの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

イ～ル

(略)

ヲ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取

組の状況の点数

(告示の別表第十七関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	9	8	7	6

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
5	4	3	2	1	0

ヲ (略)

5 (略)

別紙 2～3 (略)

別記

様式第 1 号 (略)

様式第 2 号

(新設)

ヲ (略)

5 (略)

別紙 2～3 (略)

別記

様式第 1 号 (略)

様式第 2 号

様式第 2 号

(用紙 A 4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づき確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を参照され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対応に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

記載要領

「 地方整備局
北海道開発局
知事」

については、不要のものを消すこと。

様式第 2 号

(用紙 A 4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づき確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を参照され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対応に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏名

印

以上

記載要領

「 地方整備局
北海道開発局
知事」

については、不要のものを消すこと。

